

31 西都都第 193 号
令和元年 6 月 7 日

コーナン商事株式会社
代表取締役 斎田 直太郎 殿

西東京市長 丸山 浩一

土地利用構想に対する意見書の送付について

西東京市人にやさしいまちづくり条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、土地利用構想に対する意見書が、西東京市長に対して提出されましたので同条例第 14 条第 2 項の規定に従い意見書の写しを送付いたします。

つきましては、送付を受けた日の翌日から起算して 2 週間以内に意見に対する見解を記載した書面をご提出下さい。

記

- | | | | |
|----|----------------|--------|-----|
| 1. | 令和元年 5 月 29 日付 | 意見書の写し | 1 通 |
| 2. | 令和元年 6 月 3 日付 | 意見書の写し | 1 通 |
| 3. | 令和元年 6 月 4 日付 | 意見書の写し | 2 通 |
| 4. | 令和元年 6 月 6 日付 | 意見書の写し | 4 通 |

以上

西東京市長月段

2019年5月29日

コーナン建設に関する意見書

西東京市西原町 4-2339 新青梅街道沿いに建設が予定されているホームセンター「コーナン」に関する意見を上申します。

1 5月26日西原クリーンハイツにて開催された説明会は、事前に準備すべき図面や計算書が提出されず、杜撰な内容でしたが理解できた範囲で、「コーナン」出店計画の縮小又は撤退を求める意見を申し述べます。

1 「コーナン」と警察の事前折衝では、新青梅街道側の出入り口に疑問が投げかけられたと聞きました。至極妥当な指導です。新青梅街道は「コーナン」予定地付近から北原交差点に書いて日常的に渋滞し、付近には大型家具センター「ニトリ」や「コーナン」類似の店舗「建デボ 東久留米店」、「島忠・ホームズ」、「ドイト 東久留米店」、「ケーヨーデイツー」が4ヶ所、大型ショッピングセンター「イオン」もあります。現在既に土日曜日には激しい渋滞があり、これに輪をかけることは確実です。

近接して新青梅街道下り車線側の「ニトリ」入口は休みは、ほぼ全日渋滞の列が北原交差点付近に及ぶ有様です。上り車線側に「コーナン」が出店すれば、同様の渋滞が予想され、両店舗とも一方方向にしか出庫できないため、迂回路を求めて付近の路地に車が溢れ事故を誘発しかねません。

1 「コーナン」は店舗内に、大工専門工具資材等のかなり大きな売り場を設けるとしていますが、直近にも既に「建デボ 東久留米店」があり「島忠・ホームズ」「ドイト 東久留米店」「ケーヨーデイツー」も同様の商品を扱い、過剰出店状態です。過剰な競争は、倒産を招き結果的に「地域に優しくない」状況をもたらします。

1 「コーナン」は店舗を敷地北側に寄せて建てるため、久米川街道沿いの西原 GH の日照が妨げられ景観が害される可能性がありますが、説明会では正確な図面も提示されませんでした。また駐車場収容台数も多く、騒音や排ガスの害も懸念されます。

1 「コーナン」予定敷地には桜やヒマラヤスギやケヤキ等の大木が茂り、環境に大いに貢献してきました、特に桜は近隣や通行の人々にも愛されてきました。西東京の誇りと言つてよいと思います。それらを保全する計画がないのは、「優しいまちづくり」に相応しくありません。少なくとも一部は公園化すべきと考えます。建物外観も景観に配慮する必要があります。イオンのような壁面緑化も考えるべきです。

1 以上のことから 「コーナン」の撤退又は大幅な規模縮小と敷地内南側への設計変更を求めます。営業開始も西側面の都市計画道路開通を待つべきです。

西東京市西原町



西東京市長 丸山浩一様

2019年6月3日

(仮称) ホームセンターコーナン西東京田無店新築工事に関する意見書

1.当該 新築建造物が、日照問題など西東京住民の健康に及ぼす影響を鑑みます

と、当事案に反対します。

2.万が一、建築計画が実行されるのであれば、以下の要望を提出させていただ

きます。

・付近住民および子供の安全確保の観点から、市道215号線からの搬入トラ

ックを含む車両出入りの禁止。

・付近住民の睡眠時間の確保を図るため、営業時間の短縮。

・駐車場を地下に設置して、付近住民に対する騒音の軽減。

やさしさとふれあいの西東京に住民が生き生きと暮らし、豊かな生活環境を

望むため、本意見書を提出させていただきますので、改善・指導の程よろしくお

願いいたします。

西東京市西原町



西東京市 市長 殿
(都市計画課 御中)

仮称 ホームセンターコーナン西東京田無店 建築計画 についての意見書

2019年5月26日に開催された上記建築計画の説明会に出席し、説明に対して下記意見を提出します。

- 1 現時代においては、コンプライアンスを順守することは民間企業にとっては、義務であり社会的責任を負うことあります。コンプライアンスというのは、法令のみを順守していれば良いというものではなく、社会に貢献し、社会と共存していくことがあります。
- 2 しかしながら説明会においては、事業者からは、周辺住民等に悪影響を及ぼす事項については、質問をしない限り情報の開示はなく、それも曖昧な開示に止まる解答や、故意に回答を避けっていました。
これは、周辺住民に影響を及ぼす建物の建築に関する情報等を隠ぺいする態度が明らかである状況であります。
また、住民からの質問で判明した事実ですが、周辺住民等への悪影響をもたらす事項については「検討事項に上がる事すらされていない状況」であることが判明しました。
コンプライアンス順守を謳う会社とは考えられず、現状では地域社会への貢献、地域社会との共存を考えているとは思えない状況です。
- 3 「西東京市人にやさしい町づくり条例」第19条において良好な自然環境・居住環境が確保されるよう配慮を求めていたが、計画では、そのような配慮がなされないとは言えず、高度成長期における企業の利益追求の論理のみがはっきりと打ち出されている計画で、現在の環境を重視した行政態勢を無視した計画です。
また、旧体以前の周辺住民を無視した計画で、社会貢献や地域住民と共に存するという意思は見受けられない計画であります。
地元住民との話し合いをする機会を多数回もち、お互いwin-winの関係が成り立つまで、計画を延期すべく事業者に対し強く指導をお願いするものです。
- 4 また、「西東京市人にやさしい町づくり条例」第3条において、市民が安心して暮らせるまち、地球環境への配慮、緑の保全と創出を求めています。
しかし事業者の提示した建築計画は、法令内とは言えども、その敷地はほぼ全面が



建築物で占め、故意に住居側に店舗建物を配置するよう設計し、「緑（樹木）」に至っては、貴重な樹木（樹齢100年以上を含む）を全て伐採し、大幅に緑を減少させ、極わずかな低木の配置計画で誤魔化そうとしている。

現行の計画では、自然環境及び居住環境が悪化する計画であることは明らかであります。

そこで、①新青梅街道側へ建物を建築することで、現在存在する居住地との距離を確保し、地元住民の居住環境の悪化を少しでも回避し、②現状の樹木を一本でも多く維持する計画に変更し、最低限での伐採に止め、久米川街道沿いの樹木を伐採を禁止し、計画よりも多くの緑化に努める事を実施するべく、事業業者に対して計画の再考を求めます。

- 5 以上のとおり、市長及び市職員に対して、「西東京市人にやさしい町づくり条例」の趣旨及び条例制定の基本理念に基づき、快適に生活できる環境、安心して住める生活環境並びに良好な自然環境を維持するような「建築計画」に変更するよう事業者に指導して頂きたく、お願い致します。

令和元年6月3日

西東京市西原町

西東京市長 丸山浩一殿

(仮称) ホームセンターコーナン西東京田無店新築工事に関する意見書

私は西東京市西原町4丁目、西原グリーンハイツの住人です。

この度西原町4丁目2339番1におけるホームセンターコーナン西東京田無店新築工事について以下の項目に関して反対意見書及び要望書を提出させていただきたいと思います。ご一読いただき、市長より建築主及び設計者に対して建築・設計の取りやめ、見直し、改善の指導をよろしくお願ひいたします。

1. (仮称) ホームセンターコーナン西東京田無店の建設計画の中止
2. 建設物の高さ制限 (上部駐車場の廃止)
3. 出入口の制限 (市道215号線へは車両の出入り禁止。
歩行者・自転車のみ通行)
4. 建物上駐車場からの視界制限・遮音の徹底 (壁の建設等)
5. 建物上駐車場の照明制限及び入場の時間制限
6. 搬入トラック等大型車両の入場制限
7. 営業時間の短縮変更
8. 定休日の確保
9. 現在市道215号線に植えられている樹木の伐採禁止
10. 工事期間の変更 (近隣住民への説明会をすべて終えてからの工事開始)



1. (仮称) ホームセンターコーナン西東京田無店の建設計画の中止

私共、西原グリーンハイツ住民は昭和 50 年代より地域住民の方や自然とともに共生してまいりました。もちろん田無ファミリーランド様に対しても非常に愛着を感じ、おたがいにいい環境を保ってきたと思われます。

しかしながら今回のホームセンターコーナン西東京田無店建設計画におきましては、住環境の破壊、地域住民の感情、地域安全の保護、環境への配慮、自然との共生などすべてを無視した計画であると考える。

周囲には児童の通学路もあり交通量の増加に伴い安全面も危惧しなければならず、

昔からお住まいである農家さんの農作物への排水や大気汚染といった心配もあり、これらにたいしても配慮せねばならない。

よって私はそもそもそのホームセンターコーナン西東京田無店建設計画の中止を要求します。

2. 建設物の高さ制限（上部駐車場の廃止）

私共、西原グリーンハイツは 8 階建てであり、現在予定されている建設計画ですと、7 階までの住人はほぼ視界を遮られる予定になっている。西原グリーンハイツ 9 号棟、10 号棟、11 号棟においては眺望も含め資産価値に含まれていると考える。

その眺望をなくすということは資産価値を暴落させ、今後の分譲や賃貸契約に対して大きな損失を与え住民にとって、また未来の住人にとっても大打撃である。

よって建設物自体の高さ制限を改めて設けることを求め、上部駐車場の廃止も求める。

- ・ ホームセンター売り場建物は 1 階の平屋建て。
- ・ 建物上に予定している駐車場はその平屋建ての屋上のみ。
- ・ すべての建物の高さは現在予定している半分の 8 m 以内に制限。
- ・ 現在予定している建物前方の 20 m 高さの部分も 8 m 以内に制限。
- ・ 立体駐車場棟もその限りで 8 m 以内に制限。

3. 出入口の制限（市道 215 号線へは車両の出入り禁止。歩行者・自転車のみ通行）

予定されているホームセンター北側に当たる市道 215 号線は、道幅も狭く近年交通量も大変増加してきた。正直道路環境も悪く交通信号設備も便利とはいはず、通勤通学時間は交通渋滞を引き起こし、車両はもとより歩行者や自転車の安全も確保できずにいる。

そんな中、都市計画道路が開通しホームセンターができるとなるとさらなる交通環境の悪化が考えられる。

また市道 215 号線の東側は西原自然公園通りにぶつかり、そこは児童の通学路にもあたる。近隣の保育園の散歩のコースになっているのもよく見かける。

市道 215 号線に車両の出入り口を設けると交通量も増え西原自然公園通りからの大型車両の進入も容易に想像できる。また計画書を見ると建物東北側からバックヤードの対して搬入トラックを入れる予定の様だが、それこそ大型トラックの進入が懸念される。

今年に入ってからも日本各地で児童を巻き込んだ痛ましい事故が何件も起きている。

児童や園児の安全を確保するため、またさらなる交通量増加や渋滞を無くすために車両出入り口は新青梅街道側のみにすることを要望する。商品の搬入経路も新青梅街道側から進入し、建物敷地内にバックヤードまでつながる経路を確保して搬入経路としていただきたい。

市道 215 号線への出入り口は設けるとしても歩行者と自転車専用の出入り口にしていただきたい。車両における市道 215 号からの右折進入などもってのほかである。

- ・敷地への出入り口は新青梅街道側のみ
- ・市道 215 号への出入り繋りは歩行者・自転車専用出入口のみに制限。
- ・西原自然公園通りからホームセンターコーナンへの車両進入禁止。
- ・敷地内に搬入トラック等大型車両の経路を設け、市道 215 号からは搬入禁止。

4. 建物上駐車場からの視界制限・遮音の徹底（壁の建設等）

建物上部に予定している駐車場においては、騒音や西原グリーンハイツの住民の生活をのぞき見できないようにすべての面に防音壁などの壁の設置・屋根の設置を求める。

これは私が要望している一階平屋建て屋上駐車場になった場合においても同じものを求める。

ただしこの壁や屋根も含め 8 m 以内としていただきたい。

- ・建物上部駐車場へは防音壁・屋根の設置。
- ・立体駐車場棟においても同じ条件で防音壁・屋根の設置。
- ・それらを含めてすべて高さ 8 m 以内におさえる。

5. 建物上駐車場の照明制限、消灯時間の徹底及び入場の時間制限

建物上部の駐車場における照明の有無は計画書には記載されていないが仮に照明器具や街灯を設置する場合、西原グリーンハイツ住民の睡眠環境を守るため、以下のことを要望する。

- ・20:00で照明・街灯を消灯。
- ・20:00以降は建物上部駐車場は使用禁止。
- ・20:00に退出を徹底するために19:00以降の上部駐車場への進入禁止。
- ・立体駐車場棟においても上記と同じ条件を求める。

6. 搬入トラック等大型車両の入場制限

上記でも要望したが、市道215号線においては道幅も狭く、さらなる交通渋滞の懸念、狭い歩道での歩行者や自転車の保護、西原自然公園通りからの大型車両に進入における児童や園児の安全面の危惧が懸念される。

よってホームセンターコーナンへの搬入トラック、買い物客の大型車両、また工事期における大型ダンプカーやトラックなどすべての大型車両の出入り口を新青梅街道側のみに制限する。

- ・いかなる場合も大型車両の敷地内への進入は新青梅街道側のみ。
- ・工事期における大型車両や重機も新青梅街道側からのみに進入制限。

7. 営業時間の短縮変更

現在予定されている予定営業時間の6:30～23:00は私共西原グリーンハイツ住民にとって、平穏な生活環境、睡眠環境を奪い、また日本国憲法第2章第25条1項【すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。】という条項に反する行為に当たる。よって私共西原グリーンハイツ住民の生活を保護するために営業時間の短縮変更を以下のように求める。

- ・営業時間は9:00～20:00までとする。
- ・駐車場使用時間は上記第5項のとおりに求める。

8. 定休日の確保

建設計画書に記載がないが、騒音の削減、住環境の保護、児童や園児の安全面、近隣の交通量増加や渋滞増加を防ぐために定休日の確保を要求したい。

また現在政府が進める働き方改革の一環においても貴社にとって定休日が必要なのではないかと思い以下のように要求する。

- ・週に一日、必ず定休日を確保する。
- ・その定休日には敷地内にすべての車両の進入を禁止させる。

9. 市道 215 号線に植えられている樹木の伐採禁止

現在、市道 215 号線に植えられている樹木は私共西原グリーンハイツ住人にとって大切な樹木である。貴社敷地との境界線代わりにもなっていて、自然との共存生活環境保護の観点からも重要な樹木である。よってこれら的一切の伐採を禁止することを求める。

- ・市道 215 号線沿いにある樹木を伐採しない。

10.工事期間の変更（近隣住民への説明会をすべて終えてからの工事開始）

建設計画書によると 8 月下旬ごろに 40m 以内住人への説明会（二回目）、11 月下旬ごろに 500m 以内住人への大規模小売店舗立地法による説明会とあるが、工事期間は 2019 年 10 月初旬から開始予定になっており、説明会をすべて終えるのを待たずに既に工事が始まっている予定になっている。これではすべての近隣住民が説明を受けないまま工事が始まり、全くフェアでないと思われる。すべて説明会が終わってから工事期間に入るべきである。

- ・予定しているすべての説明会が終了してから工事期間に入ることを求める。
- ・要望があれば何度も説明会を即時開催することを求める。
- ・また説明会にいろいろな理由で参加できない住民も多数いる。

すべての近隣住民に対しては説明会後、説明会の内容を記したレジュメの配布、敷地内通行人も閲覧できるよう掲示、今まで出た意見書や要望書及びそれに対する回答などの掲示を求める。

西東京市

2019年6月5日

西東京市長 丸山 浩一 様

(仮称)ホームセンターコーナン西東京田無店建築計画への意見書

日頃は市民のために西東京市のまちづくりにご尽力いただきありがとうございます。

表記について以下のとおり意見書を提出いたします。

なにとぞ事情ご理解いただき、西東京市民の安心安全といつまでも住み続けたい、人にやさしいまちづくりを目指してご支援ご協力をよろしくお願ひします。

記

- ・本計画が実施されると、陽光は遮られ、緑が失われ、景観は最悪となり、騒音、交通渋滞・事故、通園・通学の子供たちへのリスク、ライト・照明被害、臭気、覗き見被害、何にも増して隣接住民の精神的苦痛は大変なものがあります。
- ・40年間必死に護り続けた緑豊かな住宅地のすぐ隣地で、朝6時半から深夜11時まで、自動車での来店を前提とする大規模店舗を営業することなど住民の誰も望んでおりません。
- ・事業者側も西東京市の市民になろうとするならまず計画実行ありきの姿勢での説明ではなく住民の気持ちを考えて臨むべきです。
- ・このたびの説明会では住民が不安視する日影、景観、騒音、交通渋滞、照明被害、臭気、覗き見被害等々資料提供もなく説明不十分で誠意が感じられませんでした。

- ・営業時間を短縮してほしい(例えば10:00~20:00)。
- ・早朝や夜8~9時以降は3~4階の駐車場は使用を禁止して欲しい。
- ・誘導員等を配置し、基本的に新青梅街道沿いの地上駐車場から埋めていくようにして欲しい。
- ・目隠しにもなる敷地内ギリギリの大木は残してほしい。
- ・計画道路開通後は久米川街道沿いの出入り口は塞いで欲しい。
- ・法令により売り場面積に応じて駐車場を確保する必要があると抗弁するのなら、そもそも売り場面積の縮小を検討して欲しい。
- ・3~4階の駐車場は、グリーンハイツ側をふさぐなり、目隠し・遮光・防音壁を高くするなりして欲しい。
- ・新青梅街道から右折で入場できない以上、少なくとも新宿方面から来る車はナビの指示等により、必然的に久米川街道沿いから来る可能性が高い。ホームセンターの入口近辺で警備員が制止した所で、既に久米川街道を通ってきているため交通量を増やさないための対策としては全く無意味である。久米川街道に車両を侵入させないための根本的な対策が必要である。
- ・グリーンハイツ各戸から計画竣工時の景観がわかるようなシミュレーション画像を示して下さい。
- ・工事期間中の実施計画、公害対策等早急に示してほしい。



西東京市長 丸山 浩一 様

2019年6月6日



「(仮称) ホームセンターコーナン西東京田無店 新築工事」に対する意見書

将来の社会の変化に対応したまちづくりを目指し、日々市民のためにご尽力頂き感謝しております。

先日（2019年5月26日）、「(仮称) ホームセンターコーナン西東京田無店 新築工事」について、建築主のコーナン商事株式会社（以下、コーナン社）様および設計者の有限会社南海総合設計（以下、南海設計）様より西原グリーンハイツ（以下、GH）住民および近隣の関係住民を対象に GH 集会所にて工事計画・設計の説明会がありました。

これを踏まえ、「西東京市人にやさしい条例」第14条に基づき、本件について意見させて頂きます。

記

日本が既に超高齢化社会であるように、GH も同様な状況です。GH は、長期修繕計画に基づき建物の維持メンテが計画通り進んでおり、住民も安心して暮らしています。併せて、GH 住民の努力で、当初から安心・安全が維持され、樹木も多く、周辺も静かで子育てし易い環境になっていますので、2 世代、3 世代と同居したり、家が引き継がれたりしています。新規の若い世代の入居も期待できますので、空き家が発生することはないと思っています。

GH は、現在の居住環境が維持されれば、将来、高齢者、子育て世代を中心とした全世代が健康的に共存できる、将来型の団地になるものと期待でき、市の財政維持にも貢献できるものと考えています。

一方、コーナン社様の HP を拝見すると、「当社は、『お客様のより良い暮らしをサポートするため、お客様から愛され、信頼される店づくりを行う』ことを企業行動指針の一つに挙げています。

この企業行動指針をモットーとし、地域のお客様や関係者の皆様と協調を図るとともに、森林保全活動や環境問題に貢献できるよう、CSR活動を積極的に取り組んでいます。」とあります。

しかしながら、説明会でコーナン社様、南海設計様より提示・説明された工事計画・設計は、日照時間大幅低下、騒音増大、排気ガス増、光公害、プライバシー配慮不足、安全対策不足、緑地減退、はなバスアクセス利便性減退など、多くの問題を抱えております。

よって、以下の事項について、コーナン社様、南海設計様をご指導・監督して頂き、当事者双方が継続協議できるよう、ご支援をよろしくお願い致します。

- (1) 生活環境維持として、「関係住民の周辺生活環境（特に久米川街道沿い）の現状維持」を設計要件として追加すること。
- (2) 緑地環境維持として、コーナン社様エリア内でも現状の樹木保全に努力すること。
- (3) 利便性維持・向上として、コーナン社様東エリアに、久米川街道と新青梅街道との連絡通路と、はなバス停を設けること。

※CSR : Corporate Social Responsibility

以上

西東京市長　丸山清一郎

「ふくらはシナジー・センター」因黙者 断談工事についての意見見書

5月26日　西原グリーンハイツ集合所での説明会で質問(緑地の樹木は一旦
切除との回答に不信です)私は関西ビーコーナンホールセンターの店舗は知りて
いるが大さく、看板の「首都大陵」といふ店、首都圏の緑地を重視する住民に
おもかげ、特に緑地を理由に住人たゞ「アーバンハイツ」の住人、绿化率を自慢
の西東京市長の方には、開拓や大陸仕様で等々、首都圏仕様での「階級
づく」仕様で「事実上、さうとう」要望します。

檢討



令和元年6月3日

西東京市長 丸山 浩一様

ホームセンターコーナン西東京田無店新築工事に関する意見書

5月26日に(仮称)ホームセンターコーナン西東京田無店(以下HCK)を西原町4丁目2339番1に建設する説明会が開かれた。説明者は事業者である建築主・コーナン商事(株)と設計者・南海総合設計であり、この建設計画について意見あれば市長宛に6月6日までに意見書を提出するよう言われたので以下の意見を述べるが、見解を伺いたい。

(市長への意見)

今回の説明会は「人にやさしいまちづくり条例」に基づくものだが、条例は当然ながら「説明会で十分に質疑が尽くされた上で住民からの意見提出」を前提にしていると考えられる。ところが説明会2回(私は2回目に参加)では、まだ多くの質問者がいたにもかかわらず時間の制約を理由に質疑が打ち切られてしまった。

条例によれば、意見書の提出後その写しを事業者に送付し見解書が作成され公開されることになっている。説明会での口頭説明では第2回住民説明会を6月下旬以降開催する予定とされたものの、それを持って意見書を出せるのか不明なため、上記の「6月6日が期限」に沿って、現時点での意見書をひとまず提出することにした。事業者に対しては、質疑を十分尽くすまで説明会を行うよう、またその後で意見要望をまとめるよう市長は指導すべきである。それが条例の主旨でなければおかしいと思う。

(事業者への意見)

1、景観への影響

西原グリーンハイツ(以下GH)は720戸から成る団地であり、居住してから38年が過ぎている。これまで各戸からの眺望に大きな変化なく過ぎたが、今回のHCKが原案通り完成するとGH9、10号棟から南側を見た場合、7、8階の高層階以外はHCKの北側壁面や駐車場を見ることになろう。また南側から室内を覗きこまれることを防がねばならない。

これは大きな変化であって居住者に重大なショックを与えると想像される。GH居住者



は、適用される法令に従い1・2棟が一体として管理組合を組織し、等しく権利と義務を行使し所有する各戸の財産価値も同等と考えてきたのが、一部の号棟が景観眺望の点で大きな変化を受けるのは資産価値の点で問題となる。HCKの設計建設に当たってはこの点を最大限考慮して居住者に納得してもらえる案とすることが、サステイナブルな社会を目指すわが国では、HCKのステークホルダーでもある「地域社会・住民」への責務である。

2、日照の問題

説明会での質問・意見が集中した本件は、現在と比べて日照への障害が出るのか、日照時間に影響が出ないよう設計するのか、特に9、10号棟の低層階では切実な問題なので、冬至に両棟各階がどうなるかキチンと示されてから今後の検討が始まると承知じて欲しい。

3、樹木の保全

GHの居住者は「グリーン」の名前の如く「緑を好み、緑の保全にうるさい」。緑が減ることは許せないと考える者が多い。説明会では、HCK敷地内で雨水の浸透を図るよう設計するので、大きな貯水槽を地下に設けると説明していた。その槽の設置場所が建物北側の久米川街道に面した緑地帯(幅4m)の下と言っていたが、ここに問題があることを承知しているか?

久米川街道の南側歩道に現在植わっている樹木(市のものでしょう)は、歩行の妨げになるとは言えGHにとっては新青梅街道の喧騒の目隠しの役目を果たしてもいる。HCKの建物はこの樹木の南側に建設されるが、GH居住者にとってはこれら樹木が建物の目隠しとなるので現状に変更があっては困る。その樹木の南側の地下に貯水槽を設けるとなると、この樹木(高木なので根の広がりも大きいはず)に影響が出ることを危惧する。その危惧を避けるために地下水槽の設置場所を変更するべきである。

4、悪臭の防止

HCKの2階には食品スーパーを入れる計画だと説明があったが、その店舗ではおそらく揚げ物総菜を調理すると考えられ、その場合には排気が悪臭を伴うので、排気洗浄設備などで悪臭防止を図る必要がある。

5、今後の進め方

6月下旬に第2回説明会を予定することだが、上記の「市長への意見」に述べたように、住民の疑問にすべて答えた後でも「市長への意見書」は提出できること、また事業者はそれを尊重すると確約するなど、誠実さが感じられる親切な対応をしていただきたい。

以上